令和元年６月農業委員会総会議事録

令和元年6月26日午後3時00分、令和元年6月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 24名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	3番　三上　幸雄　委員
4番　佐藤　耕一　委員	5番　白濱　不二男　委員	6番　成田　繁則　委員
7番　小林　政貴　委員	8番　三上　悦治　委員	9番　平井　秀樹　委員
10番　進藤　司　委員	11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員
13番　木村　芳文　委員	14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員
16番　髙橋　貴志　委員	17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員
19番　伊藤　公正　委員	20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員
22番　藤田　善明　委員	23番　前田　優考　委員	24番　町田　髙司　委員
25番　佐藤　剛郎　委員	26番　山内　知人　委員	

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室長	佐藤　久明
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	藤田　智恵子		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第42号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第43号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第44号　農用地利用集積計画の決定について
議案第45号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第46号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第47号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第48号　農地・非農地の判断について
議案第49号　水稲収穫量調査に関する要望（案）
議案第50号　りんご放任園対策に関する要望（案）

報告第17号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第18号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第19号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和元年 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。ただいまの出席者数は 26 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。11 番石岡千鶴子委員、12 番棟方健委員、13 番木村芳文委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 42 号を議題といたします。議案第 42 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 42 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 14,220 ㎡、畑 13 件 31,150.11 ㎡、合計 17 件 45,370.11 ㎡であります。また、使用収益権関係では、畑 11 件 77,244 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、三上悦治委員、平井秀樹委員、進藤司委員、それに私、木村であります。3 条許可申請に係る現地調査の結果、地元委員及び推進委員からの意見はありませんでした。調査会では、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められ、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

兜森弘義委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（兼森弘義委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に７ページ、受付番号 43 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　受付番号 43 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 42 号のうち、受付番号 43 番については、許可することに決定いたします。

兼森委員の着席をお願いします。

（兼森弘義委員着席）

議　　長　それでは、議案第 42 号のうち、受付番号 43 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 42 号のうち、受付番号 43 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 42 号のうち、受付番号 43 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 43 号を議題といたします。議案第 43 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 43 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、田 1 件 4,083 ㎡、畑 5 件 2,905 ㎡、合計 6 件 6,988 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、所有権関係の受付番号 6 番及び 11 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。なお、受付番号 11

調査委員長　番は、先月の総会で許可相当と決定された住宅型有料老人ホームの付替水路用地について、追加申請するものであります。受付番号7番及び9番は、農地区分が第3種農地で、原則許可相当の農地区分です。受付番号8番及び10番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　それでは、議案第43号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第43号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 44 号を議題といたします。議案第 44 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 44 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件5,332㎡、畑4件25,533㎡、合計6件30,865㎡であります。また、使用収益権関係では、田6件13,996㎡、畑30件374,445.56㎡、合計36件388,441.56㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。23ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号28番から 32 ページ 63 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画を決定することが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第44号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 44 号は、調査副委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 44 号は、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 45 号を議題といたします。議案第 45 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 45 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 4,323 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 1 件 8,883 ㎡、畑 4 件 12,505 ㎡、合計 5 件 21,388 ㎡であります。今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 1 件、賃貸借 5 件が整ったものであります。なお、37 ページからの使用収益権関係、2 件は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 45 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 45 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 45 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 46 号を議題といたします。議案第 46 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 46 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 7 件 22,879 ㎡、畑 31 件 379,686.56 ㎡、合計 38 件 402,565.56 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　今回提出されました 38 件につきましては、先の議案第 44 号で決定されました利用集積計画のうち 23 ページの使用収益権関係、受付番号 28 番以降の 36 件及び議案第 45 号で要請が決定されました 37 ページの使用収益権関係、受付番号 16 番以降の 2 件において、農地中間管理機構である あおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 46 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 46 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 46 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 47 号を議題といたします。議案第 47 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 47 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、3 件 6,118.02 ㎡、用途変更が 2 件 1,789.89 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。63 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番については、除外後の農地区分は第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で、集落に接続して設置されるもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。整理番号 2 番については、除外後の農地区分が第 3 種農地で、転用許可可能の農地区分です。整理番号 3 番は、除外後の農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農振法に基づく第 27 号計画）に従って行われるものであることから転用許可基準を満たすものであります。64 ページ、弘前市用途変更、整理番号 1 番及び 2 番については、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設用地」への用途変更であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 47 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 47 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案 47 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 48 号を議題といたします。議案第 48 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 48 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 3 筆 3,283 ㎡、農地が畑 1 件 3,998 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。67 ページをお開きください。番号 1 番から 3 番の土地については、農地法の運用について第 4 (4) イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。番号 4 番につきましては、周辺農地の状況及び当該農地の状況から、第 4 (4) ア並びにイのいずれにも該当しないため、農地であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 48 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 48 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 48 号は番号 1 番から 3 番を「非農地」、4 番を「農地」と判断することに決定いたします。

次に議案第 49 号と議案第 50 号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 49 号「水稲収穫量調査に関する要望（案)」、と議案第 50 号「りんご放任園対策に関する要望（案)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 49 号は「水稲収穫量調査に関する要望（案)」、議案第 50 号は「りんご放任園対策に関する要望（案)」であります。提案理由は、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであります。議案第 49 号と議案第 50 号につきましては、5 月総会で企画推進委員長から報告がありました、要望事項趣意書の事前検討結果の報告を受け、要望案として提案されているものであります。内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上です。

議　　長　　運営委員から要望内容について説明いたします。

須藤秀人委員　　本日の総会に提案している、要望に関する議案２件について、去る 6 月 12 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には 4 人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。まず、議案第 49 号「水稲収穫量調査に関する要望（案)」につきまして、当地区の基幹作物である米の作況指数が実態と乖離しているという声が聞かれており、飼料用米等の直接支払交付金、ひいては米生産者の生産意欲への影響が懸念されることから、議案に記載のとおり、作況調査並びに直接支払交付金の算出に際し、実態に即したものとすることを、当市農業委員会の要望としたものであります。次に、議案第 50 号「りんご放任園対策に関する要望（案)」につきまして、高齢化や労働力不足が進む中、病害虫の発生源となる放任園の増加が見込まれ、特に急傾斜地では廃園とすることも難しく、周辺への影響が危惧されることから、議案に記載のとおり、りんご放任園対策事業の継続・充実と、急傾斜地での廃園化に必要な抜根、排根に代わる処理方法を確立することなどを、当市農業委員会の要望としたものであります。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、まず議案第 49 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（なし）

議　　長　　議案第 49 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 49 号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 50 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（なし）

議　　長　　議案第 50 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 50 号は原案のとおり決定いたします。議案第 49 号と議案第 50 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 17 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 24,633 ㎡、畑 12 件 74,246 ㎡、合計 14 件 98,879 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 75 ページから 76 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 17 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 18 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 18 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係の、畑 1 件 216 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、79 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 18 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 19 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 19 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
　今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 25,703 ㎡、畑 7 件 63,380 ㎡、合計 13 件 89,083 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、83 ページから 84 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 19 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 40 分］